

令和3年6月 育児・介護休業法が改正されました

令和4年4月1日施行

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

令和4年10月1日施行

出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります（『産後パパ育休』）

育児休業を分割して取得できるようになります

令和5年4月1日施行

育児休業取得状況の公表が義務になります【従業員数1,000人超の企業対象】

詳しくは、こちらをクリック

[埼玉労働局HP「職業生活と家庭生活の両立のために」](#)



【相談窓口】 埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL 048 - 600 - 6210

〒330 - 6016 さいたま市中央区新都心11 - 2 ランド・アクシス・タワー16階